

# 商工中金ICキャッシュカード特約

## 1. 適用の範囲および規定の適用等

- (1)この特約は、ICキャッシュカード（ICチップが搭載されたキャッシュカードで、従来のキャッシュカードで提供している当金庫所定のサービスに加え、一般社団法人全国銀行協会制定のICキャッシュカード標準仕様に基づくICキャッシュカードとしてのサービス、その他ICチップを利用した当金庫所定のサービス（以下、かかるサービスを総称して「ICチップ提供サービス」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2)この特約は、「総合口座キャッシュカード規定」「普通預金キャッシュカード規定（個人のお客さま用）」「普通預金キャッシュカード規定（個人以外のお客さま用）」「当座預金キャッシュカード規定（個人のお客さま用）」「当座預金キャッシュカード規定（個人以外のお客さま用）」（以下総称して「各種カード規定」といいます。）の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種カード規定が適用されるものとします。
- (3)この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各種カード規定の定義に従います。なお、ICチップ内に蓄積・格納された情報等は、同規定の「電磁的記録」にあたるものとします。

## 2. ICキャッシュカードの利用

ICチップ提供サービスは、当該サービスの利用が可能なATM、その他の端末（以下ICキャッシュカード対応ATM等）といえます。）で利用することができます。

## 3. 有効期限

- (1)2011年5月2日までに申込を受付けたICキャッシュカードについては、当金庫が定める有効期限があります。有効期限はカードの表面に西暦（下二桁）で記載された年および月の月末までです。有効期限経過後は、当該ICキャッシュカードは利用することはできません。
- (2)2011年5月6日以降に申込を受付けたICキャッシュカード（下記(3)の有効期限を更新した新しいICキャッシュカードも含まれます。）については、有効期限はありません。カード表面には有効期限は表示されません。
- (3)ICキャッシュカードの有効期限が到来する場合、有効期限を更新した新しいICキャッシュカードを送付します。この場合、従来のICキャッシュカードは本人の責任において破棄してください。ただし、各種カード規定に基づき、ICキャッシュカードの利用が停止されているときは新しいICキャッシュカードは送付されません。

## 4. 1日あたりの払戻し金額

当金庫は、当金庫および支払提携先のATM、その他の端末を利用した預金払戻しにおける1日あたりの限度額について、ICチップ提供サービスを利用した払戻しである場合と、

ICチップ提供サービスを利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

#### **5. ICキャッシュカード対応 ATM 等の故障時の取扱い**

ICキャッシュカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供サービスは利用することはできません。

#### **6. ICチップ故障時の取扱い等**

- (1) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供サービスは利用することはできません。この場合、当金庫所定の方法により、すみやかに当金庫にICキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

#### **7. 手数料**

- (1) 当金庫は、今後、金融情勢の変化等により、ICキャッシュカード発行時および第3条第3項の規定に基づく有効期限を更新した新しいICキャッシュカード発行時の手数料を新設し、または変更することができます。
- (2) 前項の手数料は、ICキャッシュカード対象口座から、通帳および払戻請求書なしで、または当座小切手の振出しなしで、自動的に引落します。
- (3) 当金庫所定の期間を経過しても、手数料を引落しできない場合は、ICキャッシュカードまたは第3条第3項の規定に基づく有効期限を更新した新しいICキャッシュカードを発行しないことがあります。

#### **8. 規定の変更**

- (1) この規定の各条項その他の条件は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。